

『経営者保証を提供せずに資金を借りたい、 個人保証債務の整理について相談したい』

「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

個人保証なしで借入れを実現したり、生活基盤を残しながら個人保証を整理したりするためのガイドラインができました。

ガイドラインの利用をご希望の方には、中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営者保証に関するお問い合わせ・窓口相談に応じるとともに、ガイドラインの利用をご希望の方には、必要に応じて無料で中小機構から専門家を派遣しアドバイスします。また、政府系金融機関等でも経営者保証を求めない資金繰り支援を強化しています。

対象となる方

■ 専門家派遣制度[中小企業基盤整備機構]

- ・経営者保証を提供せずに資金調達を希望する方
- ・中小企業の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴って、個人保証債務の整理についてお悩みの方

■ 経営者保証を不要とする融資制度[日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫]

[中小企業者] ^(※1)

2期連続赤字でない又は債務超過でない等の経営内容について一定の要件を満たす方

[小規模事業者] ^{(※1)(※2)}

- ①税務申告を2期以上実施し、日本公庫(国民生活事業)から事業資金による借入を1年以上受けており、直近1年間、返済の遅延がないこと、②2期連続赤字でない及び債務超過でない等の要件を満たす方

(※1)対象となる方に一定の要件がございますので、詳細は日本公庫にお問い合わせ下さい。

(※2)他にも、マル経融資(経営改善資金)や新創業融資制度等、経営者保証によらない融資を取り扱っております。

■ 経営者保証を不要とする保証制度[信用保証協会]

- ・中小企業者の方であって、以下の要件を全て満たす方

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと
- ③ 法人から適時適切に財務情報等を提供すること(期中も同様)
- ④ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること(財務要件等あり) ^(※3)

(※3)財務要件等の詳細は各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

支援内容

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

■ 専門家派遣制度[中小企業基盤整備機構]

・経営者保証に関するガイドラインは、経営者の個人保証について、

- ① 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
- ② 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- ③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除することなどを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します。

・第三者保証人についても、上記②、③については経営者本人と同様の取扱となります。

・ガイドラインの利用をご希望の方には、中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営保証に関するお問い合わせ、窓口相談に応じるとともに、必要に応じて中小機構から適切なアドバイスが可能な専門家を派遣しアドバイスします。

なお、都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部でも、ガイドラインに基づく保証債務の整理に関するご相談に応じます。

■ 経営者保証を不要とする融資制度[日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫]

[中小企業者向け]【日本公庫(中小企業事業)】

- ・経営責任者の方の保証を免除します。
 - ・貸付限度額: 制度ごとに定められた限度額^(※4)
 - ・貸付期間: 制度ごとに定められた期間
- 4過去に融資を受け残高を有する方についてもご利用可能です。

[小規模事業者向け]【日本公庫(国民生活事業)】

- ・経営責任者の方の保証を免除します。
- ・貸付限度額: 制度ごとに定められた限度額^(※5)
- ・加算利率^(※6): 制度ごとに定められた利率に0.2%の上乗せ
- ・貸付期間: 制度ごとに定められた期間

(※5) 過去に融資を受け残高を有する方についてもご利用可能です。

(※6) 事業承継・集約・活性化支援資金、新事業活動促進資金(事業承継関連)を利用し、一定の要件に該当する方は、上乗せ利率が免除されます。

■ 経営者保証を不要とする保証制度[信用保証協会]

- ・保証限度額: 普通保証 2億円以内、無担保保証 8,000万円以内
 - ・保証割合: 責任共有保証(注)^(※7)
- (注) 金融機関が20%相当額の責任を負担します。
- ・保証期間: 一括弁済: 1年以内、

分割弁済: 運転資金3年、設備資金5年(据置期間はそれぞれ6ヶ月以内)

・保証料率：一般保証における保証料率0.45～1.90%（中間料率1.15%）

（※7）本保証制度による保証付き融資とは別に、無保証人のプロパー融資を、保証付き融資の6割以上の割合で実行されていることが必要です。

ご利用方法

■ 専門家派遣制度

お近くの中小企業基盤整備機構地域本部、商工会・商工会議所、認定支援機関等にご連絡下さい。

■ 経営者保証を不要とする融資制度

申込時に各機関に必要な書類を提出して下さい。必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

■ 経営者保証を不要とする保証制度

金融機関を通じてお申し込みください。申込時に必要な書類は、金融機関又は各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

■ 経営者保証に関するご相談・専門家派遣制度

・（独）中小企業基盤整備機構 地域本部等

北海道 011-210-7471 東北 022-716-1751 関東 03-5470-1620 中部 052-220-0516
北陸 076-223-5546 近畿 06-6264-8611 中国 082-502-6555 四国 087-811-1752
九州 092-263-0300 沖縄 098-859-7566

・商工会一覧：http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

・商工会議所一覧：<http://www5.cin.or.jp/ccilist>

・認定支援機関一覧：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>

・各都道府県の中小企業再生支援協議会及び（独）中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部（巻末お問い合わせ先一覧参照）

■ 経営者保証を不要とする融資制度

・日本政策金融公庫：0120-154-505

・沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

■ 経営者保証を不要とする保証制度

・（一社）全国信用保証協会連合会：03-6823-1200

・各都道府県等の信用保証協会：<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>